

汚水処理施設の維持管理に関する仕様書

1. 対象施設

- ①大里庁舎・保健センター、②大里北児童館、③大里中央児童館
- ④大里農村環境改善センター、⑤大里内原公園、⑥大里北幼稚園、
- ⑦大里南幼稚園、⑧大里北小学校、⑨大里南小学校、
- ⑩大里南放課後児童学童クラブ、⑪南城市学校給食センター、
- ⑫受水走水水田管理施設

※規模及び形式：次項の施設容量及び形式のとおり。

2. 資格基準

受託業者は次の要件を備えた者を業務に従事させるものとする。

- (1) 業務責任者として浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士の資格を有する者を設置する。
- (2) 業務責任者は維持管理対象施設の業務全体を統括し把握し、管理監督を行い常時業務に従事するものとする。

3. 汚水処理施設の維持管理業務の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 施設の正常な運転に関する業務
- (2) 施設の保全に関する業務
- (3) 施設の保守点検及び機能管理に関する業務
- (4) 処理装置に関する業務
- (5) 施設の清掃に関する業務
- (6) 浄化槽法第11条に基づく水質検査
- (7) その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令の規定による処理施設の維持管理の基準に基づいて業務を行うものとする。

※詳細は別紙のとおり。

4. 報告事項

- (1) 業務を実施した都度、「浄化槽管理状況報告書」（任意様式）を提出する。
- (2) 放流水の水質検査を行い、その試験結果報告書を契約履行期間内に提出すること。
- (3) 施設各部の機能に不測の事故が発生した場合は、応急処置を施すとともに、その状況並びに原因を速やかに報告する。

5. 施設の維持管理期間

自 令和3年4月1日 ～ 至 令和5年3月31日

6. 施設維持管理の経費等は下記による。

(1) 管理点検回数

環境省令で定められた回数

(2) 消毒薬剤補給

維持管理期間中適時

(3) 汚泥引き抜き処分及び清掃

維持管理期間中適時 市指定清掃業者による。

(4) 水質検査

a. 機能検査 法定点検回数による。

b. 性能検査 年1回

c. 法定検査 年1回

浄化槽法第11条の法定検査の実施については、指定検査機関
(社団法人 沖縄県環境整備協会)と日程調整を行うこと。

(5) 環境整備、雑消耗品費及び諸経費 維持管理期間中適時

7. 各施設の浄化槽規模及び所在地等

所管課	NO	施設名	所在地	浄化槽規模	
財政課	①	大里庁舎・保健センター	南城市大里字仲間918	合併	582人
子育て支援課	②	大里北児童館	南城市大里字嶺井515-1	合併	18人
子育て支援課	③	大里中央児童館	南城市大里字大城2555-1	合併	28人
子育て支援課	④	大里南放課後児童学童 クラブ	南城市大里字仲間1375	合併	10人
生涯学習課	⑤	大里農村環境改善センター	南城市大里字仲間928	合併	296人
生涯学習課	⑥	大里内原公園	南城市大里字大里1071	合併	240人
教育施設課	⑦	大里北幼稚園	南城市大里字嶺井222	単独	15人
教育施設課	⑧	大里南幼稚園	南城市大里字仲間928	単独	50人
教育施設課	⑨	大里北小学校	南城市大里字嶺井392	合併	100人
教育施設課	⑩	大里南小学校	南城市大里字仲間1375	合併	216人
教育総務課	⑪	南城市学校給食センター	南城市玉城字喜良原550	給食排水 除害装置	専用ユ ニット
教育指導課	⑫	受水走水 水田管理施設	南城市玉城字百名1575-1	合併	25人

汚水処理施設の維持管理業務について

1.汚水処理施設の維持管理業務とは、次の義務をいう。

(1) 施設の正常な運転に関する義務

(2) 施設の保全に関する義務

- 1) 施設各部の損傷及び減失を促進する要因を排除する義務
- 2) 施設各部が最良の条件のもとで稼働するための作業
- 3) 施設各部の軽微な補修等

(3) 施設の保守点検及び機能管理に関する義務

- 1) ポンプ類、送風機などの電圧、電流、給油状態、異常音の有無、振動の有無、軸受の発熱の有無、ポンプ類の揚水状況、レベルスイッチの点検調整。
- 2) ブロー一等の油脂類の補給はメーカー指定のものを使うこと。
- 3) オイル、グリース、ベルト等その他それに類するものは消耗品として考慮すること。
- 4) スクリーン及び沈砂池の状況、それに伴うスクリーン及び土砂の場外搬出作業。
- 5) 曝気槽混合液の色相、臭気、水温、水素イオン濃度等。
- 6) 沈殿池におけるスカムや汚泥の浮上の有無、曝気混合液の流入状況、越流セキの状況等。
- 7) 処理水の水温、色相、臭気、透明度、水素イオン濃度等簡易水質検査。
- 8) 放流水の状況、測定、残留塩素検査、消毒薬品の有無とその補充作業。
- 9) 点検の結果、異常や故障を発見した場合は、その対策を図る。
- 10) 処理施設の汚泥引き抜き(引き抜き時期については担当者と連絡調整のこと)。
※汚泥引き抜きに関する費用は受託者の負担とする。

(4) 処理装置に関する業務

- 1) 曝気層内の汚泥濃度の監視、溶存酸素量の測定、操作。
- 2) 処理水に適する消毒薬品注入の業務。

(5) 清掃に関する業務

- 1) 処理層など設備各部が最良の条件のもとで稼働するための清掃業務。
- 2) 沈砂池内の土砂かきあげ及び場外搬出と清掃業務。
- 3) スクリーンにつく爽雑物の除去と清掃業務。
- 4) 機械室内、処理施設敷地内の清掃業務。

(6) 法令に基づく放流水の水質検査を行い、その試験結果を委託者に提出する。

2.業務を実施した都度、「浄化槽管理状況報告書」を速やかに委託者に提出すること。

3.施設各部の機能が、一定時間あるいは長時間にわたって停止するような事故が発生した場合は、委託者へ速やかに報告する。

4. 次の事項については、応急措置を施すとともに、状況並びに原因を速やかに報告し、委託者に助言する。

- 1) 不測の事故。
- 2) 施設の補修及び改良。

5.施設につき、委託者が計画的または特別に補修しようとする場合は、これに協力すること。

6.管理者の許可なく無断立ち入りによる、処理場内に生じた事故については責任除外とする。

7.その他業務上生じた疑義については、担当者と協議し処理していくこと。